

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

(承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

2022年11月10日

株式会社 鉄人化計画

株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE

2022年11月10日

各位

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社鉄人化計画
代表取締役 根来 拓也

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE
代表取締役 根来 拓也

吸収分割に関する事前開示書面

株式会社鉄人化計画（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE（以下、「承継会社」といいます。）は、2022年10月26日付で締結した吸収分割契約に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、分割会社のカラオケ事業、アライアンス事業及びメディア事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます）を行うことになりました。

本件分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）
別添1の吸収分割契約書のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）
分割会社が承継会社の発行済み株式の全部を所有していることから、承継会社は、分割会社に対して、承継会社の株式その他の資産の割当てを行いません。
3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）
該当事項はありません。
4. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ、第192条第4号）
 - (1)最終事業年度に係る計算書類等の内容
分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。
https://www.tetsujin.ne.jp/ir/ir_library.html
 - (2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号）

(1)最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度の計算書類等は、別添 2 のとおりです。

(2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 本件効力発生日後における分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本件分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。本件分割後の分割会社及び承継会社の収益状況を検討した結果、両者が負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社鉄人化計画（以下、「甲」という）と株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE（以下、「乙」という）は、以下のとおり、第 1 条に定める吸収分割（以下、「本件分割」という）を行うことに合意し、この吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲及び乙は、会社法に定める吸収分割の方法により甲が運営するカラオケ事業（以下、「本件事業」という）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号：株式会社鉄人化計画

住所：東京都目黒区碑文谷五丁目 15 番 1 号

(2) 乙の商号及び住所

商号：株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE

住所：東京都目黒区碑文谷五丁目 15 番 1 号

第 3 条（乙が甲より承継する権利義務等）

- 乙が本件分割により効力発生日に、甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙のとおりとする。なお、甲が第三者との間で締結している賃貸借契約上の借主たる地位及び当該契約に基づく権利義務の一切は、これを乙に承継しないものとする。
- 本件分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第 4 条（本件分割に際し交付する対価）

乙は、本件分割に際し、甲に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第 5 条（乙の資本金等）

本件分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額はいずれも増加しない。

第 6 条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2023 年 9 月 1 日とする。ただし、吸収分割手続の進行上必要

がある場合、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第7条（業務の運営）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第8条（条件の変更、解除）

甲または乙は、本契約締結から効力発生日までの間、①天災地変その他事由により、または、②甲または乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に、重大な変動が生じたときまたは誤りがあったことが発覚したときは、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第9条（移転手続）

1. 乙による承継に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲が協力してその手続を行うものとする。
2. 前項の手続に要する登記等その他一切の費用は、甲及び乙の折半負担とする。

第10条（失効）

本契約は、本件分割につき甲及び乙の株主総会の承認または本件事業移転につき法令上必要な関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（本契約の定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関して必要な事項は、本件分割の目的及び趣旨に則り、甲及び乙の協議により定めることができる。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年10月26日

甲：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社鉄人化計画
代表取締役 根来 拓也



乙：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE
代表取締役 根来 拓也



承継対象権利義務明細

本件分割の効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年8月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

1. 承継する資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

① 現金 金 100 百万円

② その他の売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金、仮払金等、本件事業に関する現金以外の流動資産の一切。ただし、本別紙第3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動資産を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、①甲名義で取得した知的財産権、②本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定資産、並びに、③担保に供されている土地・家屋、知的財産権その他固定資産を除く。

2. 承継する債務・負債

本件事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動負債、及び②1年内返済予定の長期借入金を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する固定負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定負債、並びに、②長期借入金を除く。

3. 雇用契約以外の承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関して甲が締結した雇用契約以外の取引基本契約、業務委託契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業

に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲が締結した、①事業所等の賃貸借契約、②保証契約、③法令等の規則により契約締結主体の法人格が変わることが認められない契約、④契約上の地位移転が当該契約上禁止されている契約、⑤契約上の地位移転に対して許認可等の再取得が必要な契約のうち、本件分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったもの、並びに⑥その他契約の目的を達した又は契約相手方との関係を踏まえ甲が引続き契約当事者である必要があると判断した契約を除く。

4. 承継する雇用契約

乙が承継する雇用契約は、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務その他一切の協定。ただし、効力発生日の前日までに甲及び従業員本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

6. その他

前各項の定めにかかわらず、法令その他の規制または当局等の要請により承継が不可能又は困難となるものは、本件分割による承継対象権利義務から除外する。

以上



貸借対照表

(2022年8月31日 現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	8,791	【流動負債】	5,852
現金及び預金	5,959	未払費用	3,793
売掛金	2,256	未払法人税等	70
立替金	497	未払消費税等	1,938
前払費用	78	預り金	49
仮払金	0	負債の部合計	5,852
		純資産の部	
		【株主資本】	2,939
		資本金	9,000
		資本剰余金	1,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	△7,060
		繰越利益剰余金	△7,060
		(うち当期純利益金額)	△518
		純資産の部合計	2,939
資産の部合計	8,791	負債及び純資産合計	8,791

損益計算書

(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
【売上高】	
売上高	23,608
	0
【売上原価】	21,041
売上総利益	2,567
【販売費及び一般管理費】	3,283
営業損失	△716
【営業外収益】	
受取利息	0
雑収入	267
経常損失	△448
【特別収益】	
税引前当期純利益	△448
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	△518

株主資本変動計算書

(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
2020年9月1日残高	9,000	1,000	△ 6,542	3,457	3,457
会計年度中の変動額					
新株の発行					
減資					
当期純利益			△ 518	△ 518	△ 518
株主資本以外の項目の会計年度中の 変動額(純額)					
会計年度中の変動額合計	0	0	△ 518	△ 518	△ 518
2021年8月31日残高	9,000	1,000	△ 7,060	2,939	2,939